



島根県報

令和5年4月14日（金）

第 4 0 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設分）の申請（健康福祉総務課） 2
受付及び支払に関連した事務等の委託の解除
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出（高齢者福祉課） 2
県営土地改良事業計画の決定（2件）（農村整備課） 3

【公 告】

- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（薬事衛生課） 3
令和5年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る提案競技の
実施（森林整備課） 4
公共測量の終了（技術管理課） 8

【特定調達公告】

- 島根県芸術文化センター情報通信基盤システム調達（賃貸借）に係る一般競争
入札の実施（文化国際課） 9

【正 誤】

- 令和5年3月28日付け島根県報第399号中（畜産課） 11

告 示

島根県告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務提案共同企業

代表者 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 田部 長右衛門 島根県松江市向島町140番地1

構成員 ディープランニング・オフィス株式会社 代表取締役 原田 喜元 島根県出雲市湖陵町大池972番地

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

次に掲げる事務であって、支給決定に係る事務を除くもの

- (1) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (2) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（医療機関等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (3) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（介護保険施設・老人福祉施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (4) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (5) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（保育施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (6) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（障がい福祉施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (7) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（薬局・公衆浴場分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務

3 委託の解除年月日

令和5年3月31日

島根県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和5年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社浜田ハイヤー	訪問介護	ハマタク介護	浜田市河内町1594番地5	令和5年1月24日
株式会社shizuka	訪問介護	訪問ステーション秋桜	益田市横田町2019番地	令和5年3月1日
社会福祉法人希望の里 福祉会	訪問介護	地域生活支援センター ポケットプラザ	益田市乙吉町イ110番地1	令和5年4月1日

有限会社アクティブラ イフ保知石	通所介護	有限会社アクティブラ イフ保知石つどいの里	出雲市知井宮町1868番地5	令和5年2月28日
有限会社アクティブラ イフ保知石	通所介護	有限会社アクティブラ イフ保知石つどいの丘	出雲市上塩冶町上沢2848番 地25	令和5年2月28日
社会福祉法人弥栄福祉 会	通所介護	弥栄デイサービスセン ター	浜田市弥栄町木都賀イ539 番地1	令和5年3月31日

島根県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月14日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
杵束地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月14日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
志学南地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和5年4月14日

島根県知事 丸山達也

- 1 主催者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番地26号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区大手町2-8-5

3 講習日程

第1日 令和5年8月21日

第2日 令和5年8月28日

第3日 令和5年9月11日

4 募集期間及び申込受付期間

募集 令和5年5月22日から同年6月6日まで

受付 令和5年6月14日から同年6月27日まで

5 講習会場

松江テルサ

島根県松江市朝日町478-18

6 受講料

1人16,000円

令和5年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和5年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務

(2) 業務の内容

航空レーザ計測及び森林資源解析

(3) 仕様等

令和5年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る提案競技要求仕様書による。

(4) 契約期間

契約の日から令和6年3月8日まで

(5) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

金70,000,000円以内

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同事業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ (2)の共同企業体の構成員でないこと。

ク 過去5年以内（平成30年4月以降から参加表明書提出期限の前日まで）に国、都道府県又は市町村いずれかにおける航空レーザ計測及び森林資源解析が含まれた業務を受注し、完了した実績があること。

ケ 配置予定の管理技術者は、技術士法に基づく技術士（森林部門）の資格又は高度な技術と十分な実務経験を有していること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(ク) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和5年4月14日（金）から同月21日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県農林水産部森林整備課森林計画係

(2) 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。なお、誓約書様式は、島根県ホームページからも提供する。

(3) 提案競技説明会

ア 日時

令和5年4月19日（水）午後1時30分から午後2時30分まで

イ 場所

島根県松江市内中原町52 島根県職員会館2階 特別教養室

ウ 提案競技説明会参加希望者（企画提案参加申込の必須要件ではない。）は、提案競技説明会参加申込書を令和5年4月18日（火）午後1時までに持参又はFAXにより下記4の(3)のウと同じ場所へ1部提出すること。

4 提出資料

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからサまでの書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

キ 協定書 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 過去の類似事業実績（様式自由、過去5年以内の国、都道府県又は市町村における類似事業実績について1件記載） 1部

ケ 配置予定管理技術者及び担当者届 1部

コ 提案書表紙 1部

サ 提案書 5部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参（土、日曜及び休日を除く午前9時から午後5時まで）による。

イ 提出期限

(ア) 4の(1)のアからケまでの書類については、令和5年4月27日（木）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

(イ) 4の(1)のコ及びサの書類については、令和5年5月23日（火）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部森林整備課森林計画係

電話（直通） 0852-22-5178

FAX 0852-22-6549

電子メール shinrin@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問及び回答について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出先は、4の(3)のウに同じ。

(3) 提出期限は、令和5年4月21日（金）午後1時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和5年4月26日（水）までに提案競技説明資料の受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格者確認審査結果の通知

申込者に対し、令和5年4月28日（金）付けで、郵送又は電子メールにより通知する。

7 選定方法

(1) 審査委員会及び評価項目

ア 別に設置する「令和5年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

イ 審査要綱については、別途定める。

ウ 評価については、以下の視点で評価採点し、最も高い評価を得た1者を本業務の契約候補者として特定する。

評価項目	評価事項	評価の視点
企業評価（20点）	保有資格	本業務に必要な専門分野の資格を有しているか
	業務実績	本業務に類似する業務実績等があるか
	地域精通度等	対象地域の特性を理解し、業務を実施できるか
配置予定技術者の実績（10点）	業務実績	管理技術者は本業務に類似する業務実績等があるか
提案書（120点）	実施方針	本業務の目的、条件及び内容を理解した業務実施方針となっているか
	実施フロー	仕様書の作業項目を網羅した手順となっているか
	作業工程	余裕のある工程計画となっているか、また事業効果の早期発現を考慮しているか
	航空レーザ計測の実施方法	効率的な飛行計画により周辺区域の計測も考慮しているか
	森林地形解析	解析データ活用を考慮した内容になっているか
	森林資源解析	解析手法や精度が詳細に説明されているか、また、県・市町村・林業事業者それぞれの活用について考慮した内容であるか
計150点		

(2) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(3) 審査経過については公表しない。

また、選定の結果に対するの異議申し立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例

を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号により随意契約とする。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合わせ並びに書類の追加及び修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)のウに同じ。

12 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Aviation laser measurement and analyzing forest resources for Shimane Prefectural Government 1set

(2) Deadline for submission of proposal documents: 3:00 p.m. May 23, 2023

(3) For further details contact: Forestry Improvement Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL: 0852-22-5178

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月31日に終了した旨国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月14日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和4年10月22日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

一般国道54号（飯石郡飯南町）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項**(1) 件名**

島根県芸術文化センター情報通信基盤システム調達（賃貸借）業務 一式

(2) 入札案件の仕様

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸借期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 納入期限

令和5年12月31日

(5) 納入場所

島根県益田市有明町5-15 島根県芸術文化センター

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登載された者であること。

ア 営業種目の大分類「機械器具類」、中分類「電気通信機器」に登録されている者であること。

イ 営業種目の大分類「借入品」、中分類「電気通信機器」に登録されている者であること。

(5) 本公告に示した物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有すること。

(6) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒698-0045 島根県益田市有明町5-15
島根県芸術文化センター総務担当
電話 0856-31-1867 F A X 0856-31-1877

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和5年4月14日（金）から令和5年4月25日（火）までの間、島根県ホームページの「入札情報」にパスワード付きで掲載する。入札に参加を希望する者は、令和5年4月25日（火）午後5時までに本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、(1)の問合せ先にF A Xで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和5年5月16日（火）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

令和5年5月25日（木）午前10時まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和5年5月24日（水）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

令和5年5月24日（水）午後5時までは(1)の場所とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月25日（木）午前10時

イ 場所

島根県芸術文化センター 1階 講義室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。納付場所は3の(1)の場所とする。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。納付場所は3の(1)の場所とする。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受け

なければならない。

なお、入札参加者は、開札の日時までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県環境生活部芸術文化センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Title of Procurement Item/Service : Information Communication Base System (Lease) One Complete Set/Service

(2) Lease Period : 1 January 2024-31 December 2028

(3) Place of Delivery : Shimane Arts Center (Grand Toit) , 5-15 Ariake-cho, Masuda-shi, Shimane-ken

(4) Submission Deadline : 10:00 a.m. on Thursday, 25 May 2023 (However, submissions by post must be received by 5:00p.m. on Wednesday, 24 May 2023)

(5) Contact (Submission Address) : Shimane Arts Center General Affairs Supervisor Department of Environment and Civic Affairs Shimane Prefectural Government 5-15 Ariake-cho, Masuda-shi, Shimane-ken 698-0045 JAPAN

TEL : (+81) 856-31-1867

FAX : (+81) 856-31-1877

正 誤

令和5年3月28日付け島根県報第399号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から14	15195	15915
	上から16	15196	15916